

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1－1 計画策定の目的

福岡市では、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震の経験を踏まえ、平成20年3月に建築物の耐震化の目標及び支援策等を定めた「福岡市耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的な建築物の耐震化促進に努めてきました。

本計画の策定後、平成23年3月に東日本大震災が発生し、これを契機として国においては平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「法」という。）が改正され、平成28年3月には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号、以下「国の基本方針」という。）が改正されました。

また、福岡県においては、これら法改正等を踏まえて平成28年4月に「福岡県建築物耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）が改定されました。

さらに、平成28年4月には「平成28年（2016年）熊本地震」（以下、「熊本地震」という。）が発生し、熊本県を中心に多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

このため福岡市では、法及び国の基本方針の改正並びに県計画の改定に基づき、また地震による被害想定や耐震化の状況など、建築物の耐震化を取り巻く社会的動向を踏まえ、総合的かつ計画的に建築物の耐震化を促進するため、本計画を改定します。

福岡市はこれからも本計画に基づき、震災を経験した都市として、「災害に強く、安全で安心して暮らせる都市」を目指し、建築物の耐震対策に取り組んでいきます。

1-2 計画の位置づけ

(1) 位置づけと役割

本計画は、法、国の基本方針及び県計画に基づき、また、福岡県西方沖地震などの地震被害から得られた教訓や福岡市が定める建築物の耐震化促進に関する他の計画等を踏まえて定めるもので、福岡市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する取り組みの方針性を示す計画として位置づけます。

(2) 計画の期間

計画期間は平成 37 年度までとし、必要に応じて計画の見直しを行います。

